

福岡市福祉のまちづくり条例施行規則を一部改正しました

バリアフリー法施行令等の改正（令和7年6月1日施行）に伴い、福岡市福祉のまちづくり条例施行規則に定める整備基準及び誘導基準を改正するとともに、認知症の人にもやさしいデザイン（明度差の確保等）を誘導基準化しました。

1 適用年月日

○令和7年12月1日以降に事前協議又は通知を行うものすべて。

2 改正概要

整備基準（別表2）の改正

○バリアフリー法施行令等改正に伴う整備基準の改正

【建築物】

6. 便所

改正概要	<p>特別特定建築物※かつ2,000㎡以上の建築物については、一般便所及び福祉型便所の必要数を変更。</p> <p>なお、延床面積等によって必要数は異なります。</p> <p>※高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第5条</p>
------	--

特別特定建築物かつ2,000㎡以上の建築物に適用

	整備箇所	【現行】条例規則	【改正】条例規則
一般便所	必要数	便所を1以上設置	不特定かつ多数の者が利用する階の階数に相当する数以上設置
	設置位置	基準なし	特定の階に偏ることなく設ける
福祉型便房	必要数	福祉型便房を設けた便所を1以上設置	<p>上記便所を設ける階の便所の1以上には、福祉型便房を1以上設置</p> <p>階の床面積が ※A=床面積 $10000\text{㎡} < A \leq 40000$: 2以上 $40000\text{㎡} < A$: $A \times 1/20000$</p>

■一般便所の配置例

	ケース1 (標準的な場合)	ケース2 (従業員専用階がある場合)
不特定多数の者等が利用する便所の設置イメージ		
階数	5	5
不特定多数の者等が利用する階の数	5	3
不特定多数の者等が利用する便所の必要設置数	5以上	3以上

■福祉型便房の配置例

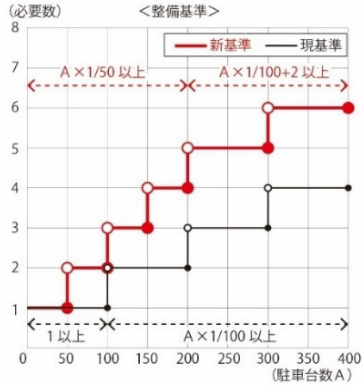
	ケース1	ケース2 (便所のない階がある場合)	ケース3	ケース4
福祉型便房の設置イメージ				
不特定多数の者等が利用する便所設置階数	5	3	2	5
福祉型便房の必要設置数	5以上	3以上	2以上	5以上

7. 駐車場、[路外駐車場]

改正概要	全ての施設を対象に、車椅子使用者用駐車施設の必要数を変更。
------	-------------------------------

	整備箇所	【現行】条例規則	【改正】条例規則
車椅子使用者用駐車施設	必要数	駐車台数の総数が ※A=駐車台数 $100 \geq A : 1$ 以上 $100 < A : A \times 1/100$ 以上	駐車台数の総数が ※A=駐車台数 $200 \geq A : A \times 2/100$ 以上 $200 < A : A \times 1/100 + 2$ 以上

■ 車椅子使用者用駐車施設の必要数



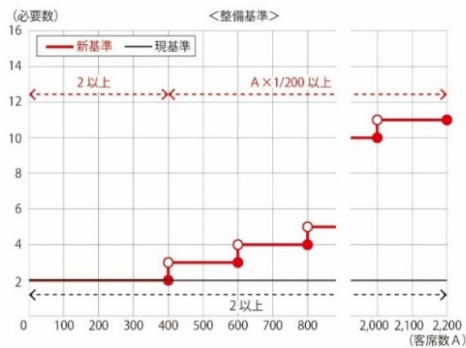
駐車台数 総数A	現行規則		改正規則	
50	1	1以上	1	$A \times 2/100$ 以上
100	1	$A \times 1/100$ 以上	2	$A \times 1/100 + 2$ 以上
150	2		3	
200	2		4	
250	3		5	
300	3		5	
400	4	6		

11. 客席及び舞台

改正概要	全ての施設を対象に、車椅子使用者用客席の必要数及び車椅子使用者用客席の寸法を変更。
------	---

	整備箇所	【現行】条例規則	【改正】条例規則
車椅子使用者用客席	必要数	2以上	客席の総数が ※A=客席 $400 \geq A : 2$ 以上 $400 < A : A \times 1/200$ 以上
	席の幅	85cm以上	90cm以上
	席の奥行き	110cm以上	135cm以上

■ 車椅子使用者用客席の必要数



駐車台数 総数A	現行規則		改正規則	
400	2	2以上	2	2以上
600	2	$A \times 1/200$ 以上	3	$A \times 1/200$ 以上
601	2		4	

誘導基準（別表3）の改正

○バリアフリー法施行令等改正に伴う誘導基準の改正

【建築物】

6. 便所

改正概要	全ての施設において、一般便所及び福祉型便所の必要数を変更。 なお、延床面積等によって必要数は異なります。
------	---

	整備箇所	【現行】条例規則	【改正】条例規則
福祉型便所	必要数	不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける階に、次に定める基準に適合する便所を設置 当該階の便所総数が ※A=便所数 $200 \geq A : A \times 1/50$ 以上 $200 < A : A \times 1/100 + 2$ 以上	不特定かつ多数の者が利用する階の階数に相当する数以上の便所を設けた上で、便所を設ける階に福祉型便所を設けた便所を1以上設置

7. 駐車場

改正概要	全ての施設において、車椅子使用者用駐車施設の必要数を変更。
------	-------------------------------

	整備箇所	【現行】条例規則	【改正】条例規則
車椅子使用者用駐車施設	必要数	駐車台数の総数が ※A=駐車台数 $200 \geq A : A \times 1/50$ 以上 $200 < A : A \times 1/100 + 2$ 以上	駐車台数の総数が ※A=駐車台数 $A : A \times 2/100$ 以上

駐車台数 総数A	現行規則	改正規則
200	4 $A \times 1/50$ 以上	4 $A \times 1/50$ 以上
250	5 $A \times 1/100 + 2$ 以上	5
300	5	6
350	6	7
400	6	8
450	7	9

11. 客席及び舞台

改正概要	全ての施設において、車椅子使用者用客席の必要数及び車椅子使用者用客席の寸法を変更。
------	---

	整備箇所	【現行】条例規則	【改正】条例規則
車椅子使用者用客席	必要数	客席の総数が ※A=客席 $200 \geq A : A \times 1/50$ 以上 $200 < A \leq 2000 : A \times 1/100 + 2$ 以上 $2000 < A : A \times 75/10000 + 7$ 以上	客席の総数が ※A=客席 $100 \geq A : 2$ 以上 $100 < A \leq 200 : A \times 1/50$ 以上 $200 < A \leq 2000 : A \times 1/100 + 2$ 以上 $2000 < A : A \times 75/10000 + 7$ 以上

駐車台数 総数A	現行規則	改正規則
50	1 $A \times 1/50$ 以上	2 2以上
100	2	2
150	3	3 $A \times 1/50$ 以上
200	4	4
300	5 $A \times 1/100 + 2$ 以上	5 $A \times 1/100 + 2$ 以上
2000	22	22
2100	23 $A \times 75/10000 + 7$ 以上	23 $A \times 75/10000 + 7$ 以上

誘導基準（別表3）の改正（新設）

○認知症の人にもやさしいデザインに関する誘導基準の新設

[建築物][交通機関の施設]

- ・利用する設備等がわかりやすくなるよう、便器等と設置面の色の明度差を基準化
- ・案内表示の視認性が高まるよう、文字と背景等の色の明度差を基準化
- ・基準が追加された整備箇所（公共的利用部分）：[建築物]階段、エレベーター、便所、駐車場、標識類、エスカレーター
[交通機関の施設]階段、エレベーター、便所、標識類、エスカレーター

■認知症の人にもやさしいデザイン誘導基準対象施設

病院、診療所、公民館、社会福祉施設（主として高齢者、障がい者等が利用するものに限る。）、交通機関の施設、官公庁舎（主として高齢者、障がい者等の利用が見込まれるものに限る。）、自動車車庫、公共用歩廊

■誘導基準を新たに設ける整備箇所一覧

施設	整備箇所	誘導基準	
		明度差	標識
建築物	4.階段		●
	5.エレベーター		●
	6.便所	●	●
	7.駐車場		●
	15.標識類		●
	21.エスカレーター		●
交通機関の施設	6.階段		●
	7.エレベーター		●
	9.便所	●	●
	11.標識類		●
	13.エスカレーター		●

3 参考

- ・国土交通省 HP「建築物におけるバリアフリーについて」
https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_fr_000049.html
- ・福岡市 HP「認知症の人にもやさしいデザインについて」
<https://www.city.fukuoka.lg.jp/fukushi/dementia/health/00/04/ninntichoudesign/3-040106.html>

4 お問い合わせ先

- ・規則改正に関するお問い合わせ・・・福祉局地域共生課（092-733-5344）
- ・建築物に関する事前協議・・・住宅都市みどり局建築審査課（092-711-4774）
- ・路外駐車場に関する事前協議・・・道路下水道局駐車場施設課（092-711-4443）



人生100年時代を豊かに暮らすための健康・暮らし情報や
イベントのお知らせをLINEで配信中！

福岡市LINE公式アカウント「受信情報」から「健康・暮らし等」を選択
「友だち追加」はこちら

